

「読書のまち・かわさき」
子ども読書活動推進計画（第2次）

～ 知識・感動・好奇心 ～

子どもの豊かな心を育むために



読書のまち・かわさき

平成23年 4月

川 崎 市 教 育 委 員 会

はじめに

子ども・家庭・地域・学校・・・これからの「読書のまち・かわさき」 ～子ども読書活動推進計画改訂に寄せて～

この度、川崎市において、2004年（平成16年）に策定されました「読書のまち・かわさき」子ども読書活動推進計画について見直すことになりました。そこでは、読書活動を通じた子どもの成長と共に、子どもにかかわる大人の成長という視点も織り交ぜながら改訂を進めていく必要性を感じています。

乳幼児期に本を読み聞かせることは、親や家族の愛情を子どもに注ぐということです。子どもは、自分に読み聞かせてくれる人の声や表情、しぐさ等を通して、自分を温かく見守ってくれる人の愛情を豊かに感じとるに違いありません。やがて、自分の興味や関心のある本を選び、本の中のさまざまな人々やできごととの出会いや発見を通じ、ドキドキわくわくした気持ちなどを味わうでしょう。さらに、新しい知識を学ぶことを通じて、将来の夢や希望に心を躍らせるなどの知的な喜びを感じとることもあるでしょう。このように読書活動には、子どもの成長に欠くことのできない重要なはたらきがあります。

それと共に、力強く豊かな言葉と出会うための手引き役を担う大人も、読書活動を通して成長していくという側面をもち合わせています。選書や読み聞かせを通して、本と出会い、言葉そのものがもっている「言葉の力」に気づきます。そして、次代の子どもにもそれらの言葉と出会わせたいという切なる願いが湧いてきます。また、大人自身も言葉や本を通して子どもとかかわり合うことで、必要とされている自分の存在に気づけるのではないのでしょうか。

川崎市では、2000年（平成12年）の子ども読書年を契機に「読書のまち・かわさき」事業を立ち上げ、当時の国立国会図書館国際子ども図書館長の亀田邦子さんによる「国際子ども図書館のめざすもの」と題した講演会及び「今、子どもに、なぜ読書なのか」をテーマに、子どもの読書とかかわりを持つ人々を招いてのシンポジウムを開催し、子どもの読書活動推進の一步を踏み出しました。また、学校と市立図書館との連携に関する要綱も作成され、学校と社会教育の連携による子どもの読書活動の推進が新しい展開を見せ始め、2002年（平成14年）には「学校と市立図書館の連携に関する要綱」が施行され、市立図書館と学校図書館との連携が具体的に動き始めました。

国では、2001年（平成13年）「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布、施行され、2002年（平成14年）、同法に基づいて、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。その成果・課題を踏まえ、2008年（平成20年）に新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、おおむね5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策が示されました。その間、2005年（平成17年）に「文字・活字文化振興法」が公布、施行され、地域における振興策として、公立図書館による住民に対する適切な図書館奉仕の提供とそのため の充実が提起され、学校教育に関しては「言語力の涵養」のための学校図書館の充実が提示されました。さらに、2008年（平成20年）には国会において全会一致で「国民読書年に関する決議」がおこなわれ、2010年（平成22年）が「国民読書年」と定められました。

子どもが、日々の生活の中で力強く豊かな言葉に出会い、言葉そのものに語らせていく力は、引用力や活用力という表現で新しい学習指導要領の中にも位置づけられています。引用し、活用する言葉の引き出しを豊かにするためにも、発達段階に応じた読書活動の重要性は、ますますクローズアップされていくことでしょう。今後とも、子どもたちの乳幼児期から大人までの健やかな成長を願い、「読書のまち・かわさき」にふさわしい子どもの読書活動の推進にむけ、新たな一步を踏み出します。

目 次

第 1 章 「読書のまち・かわさき」子ども読書活動推進計画

平成 16 年度～平成 20 年度 of 取組成果と今後の課題・方向性

1 家庭における子どもの読書活動の推進について	1
2 地域における子どもの読書活動の推進について	2
3 学校における子どもの読書活動の推進について	3
4 啓発広報活動の推進について	5
5 新たな視点について	6

第 2 章 川崎市の読書活動推進の基本方針

1 子どもの読書環境の整備と充実	7
2 家庭における読書活動の推進	7
3 地域における読書活動の推進	8
4 学校における読書活動の推進	8
5 「かわさき読書の日」	9
6 読書活動推進体制の整備	9
7 計画期間	9
・ 子どもの成長と読書活動支援	10
・ 「読書のまち・かわさき」子どもの読書活動推進計画イメージ図	12

第 3 章 子どもの読書活動推進のための具体的な方策

1 家庭における子どもの読書活動の推進	13
(1) 家庭における子どもの読書活動の推進と具体的方策	
ア 保護者向け講習会	
イ 資料の作成及び配布などの普及活動	
ウ その他	
2 地域における子どもの読書活動の推進と具体的方策	14
(1) 市立図書館における子どもの読書活動の推進と具体的方策	
ア 施設・設備・図書館資料等の充実	
イ おはなし会・展示会など各種行事の開催	
ウ 子どもへの選書支援	
エ 専門的職員の配置・ボランティア活動支援	

- オ 学校との連携
 - カ 関係機関・団体等との連携・協力
 - キ 外国につながるのある子どもや帰国児童生徒、特別支援が必要な子ども等の読書活動への支援
 - ク 県立図書館や県内公立図書館との連携
 - (2) 子育て支援にかかわる施設等における子どもの読書活動の推進と具体的方策
 - (3) 市民ボランティアや民間団体等における子どもの読書活動の推進と具体的方策
 - (4) 「かわさき読書の日」を中心とした子どもの読書活動の推進と具体的方策
 - ア 啓発イベント等の開催
 - イ 優れた取組の奨励
 - ウ かわさき読書週間の活性化
- 3 学校における子どもの読書活動の推進..... 17
- (1) 子どもの読書習慣の確立と読書指導の充実
 - ア 各教科及び総合的な学習の時間等における読書指導、図書資料の活用
 - イ 全校一斉読書の実施の推進
 - ウ 小学校の情報教育研究会や国語教育研究会、中学校の国語部会や図書館部会との連携協力
 - エ 子どもの読書活動を啓発する取組の推進
 - (2) 学校図書館の役割と整備・充実
 - ア 施設・設備の充実
 - イ 図書館資料等の計画整備・充実
 - ウ 司書教諭・学校図書館コーディネーター・図書ボランティアによる読書活動の推進
 - エ 児童生徒における図書委員会の活性化
 - オ 「学校図書館ガイドブック」の見直し及び教員の図書館活用の研修
 - カ 学校図書館の有効活用
 - (3) 幼稚園や保育園における子どもの読書活動の推進
 - ア 保護者等との講習会及び交流会
 - イ 中学生・高校生等との交流
 - ウ 図書資料の充実
 - (4) 特別支援が必要な子どもや外国人の子ども等への読書活動支援

(5) PTA など学校関係者への支援	
4 啓発広報活動の推進	2 3
(1) 「子どもの読書の日」と「かわさき読書の日」を中心とした啓発 広報の推進	
ア 「子ども読書の日」にあわせた、読書カレンダー等の配布	
イ 「かわさき読書の日」の作家等の講演会や展示	
ウ 市立図書館を中心に読書にかかわるイベントや催し	
(2) 「読書のまち・かわさき」通信による継続的な啓発広報の推進	
(3) 新中原図書館を拠点とした様々な啓発広報活動	

第4章 川崎市における子どもの読書活動の推進体制

1 子ども読書活動連絡協議会の設置	2 4
2 市立図書館と学校図書館との連携会議	2 4
3 川崎市立図書館における「読書のまち・かわさき」事業の推進	2 5

【資料】	2 6
・新中原図書館のコンセプト	2 7
・「読書のまち・かわさき」事業の経過	2 8
・「読書のまち・かわさき」事業要項	3 1
・「読書のまち・かわさき」事業推進委員会設置要項	3 2
・「読書のまち・かわさき」子ども読書活動連絡協議会設置要綱	3 3
・学校と市立図書館の連携に関わる要項	3 4
・子どもの読書活動の推進に関する法律	3 5
・文字・活字文化振興法	3 7

第1章 「読書のまち・かわさき」子ども読書活動推進計画

平成16年度～平成20年度の取組成果と今後の課題・方向性

平成16年4月に「読書のまち・かわさき」子ども読書活動推進計画が策定され、川崎らしい読書活動推進のための事業を展開してきました。家庭・地域・学校を取り巻く読書環境は確実に向上しています。平成20年度までの5年間の主な取組の成果と今後の課題と方向性についてまとめてみました。

1 家庭における読書活動の推進について

取組状況と成果

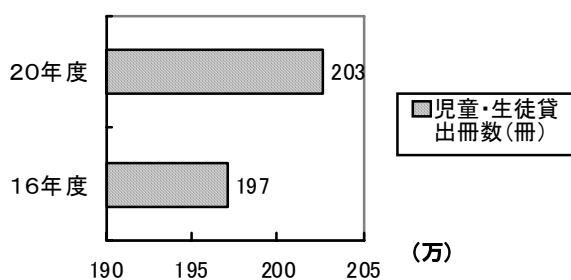
家庭には、保護者に対して読書や読み聞かせの大切さを伝え、乳幼児期の絵本選びの参考になるよう「えほんだいすき」を発行し、区役所保健福祉センターの乳幼児健診や図書館で配布しました。また、小中学生には、「かわさき子ども100選」のダイジェスト版を市立図書館等で配布し、小中学生や保護者への啓発を図りました。



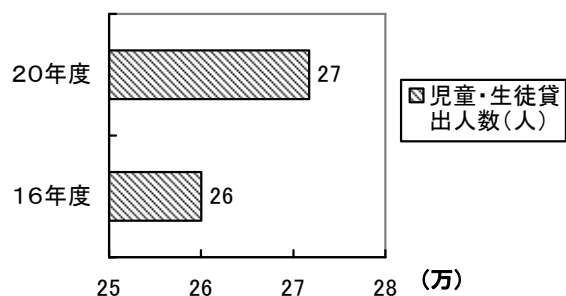
市立図書館では、地区館、分館、自動車文庫等での児童書の個人貸出や閲覧、乳幼児、小学生向けのボランティア等によるおはなし会等のイベントの開催、子ども向け新刊案内・リスト、ティーンエイジャー向けリストの発行、図書館ホームページやOPAC（館内利用者用端末）での「こどもページ」開設などを行いました。また、子どもたちや保護者への啓発や情報提供として、小学生版子ども読書100選コーナーやお薦めの本、季節の特集コーナーの設置を進めてきました。

その結果、家庭での読み聞かせの関心が高まり、市立図書館では、読み聞かせの方法や本選びについての質問が多くなりました。また、少子化にもかかわらず、児童生徒の利用状況は平成20年度に過去最高の貸出人数と冊数に達しています。

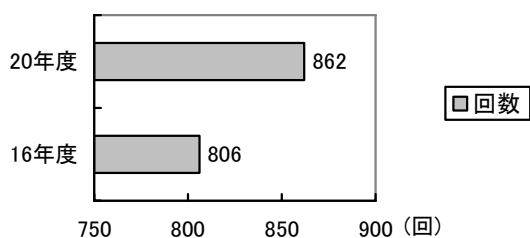
【市立図書館児童生徒利用状況(貸出冊数)】



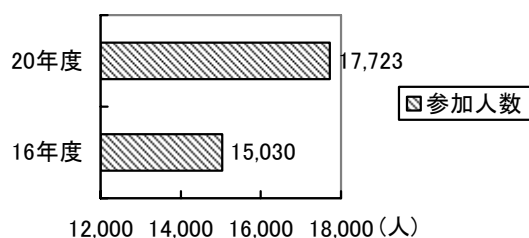
【市立図書館児童生徒利用状況(貸出人数)】



【おはなし会開催回数及び参加人数】



【おはなし会開催回数及び参加人数】



今後の課題・方向性

今後は、乳幼児期の読み聞かせや読書に対する理解を広げていく必要があります。そのために、「えほんだいすき」の発行部数、掲載冊数の増加を図り、保護者への啓発活動を行っていきます。

また、保護者に対しての読み聞かせ講習会等を実施し、本の選び方や読み聞かせの方法等の理解を深めると共に地域家庭文庫と市立図書館との連携を深め、本の貸し出しや会議等を行っていきます。

2 地域における読書活動の推進について

取組状況と成果

各地域や学校、市立図書館等で、子どもたちの読書活動のために優れた活動をしている団体・個人に対して平成18年度から「かわさき読書の日のつどい」にて表彰を行い、広く市民に紹介しています。また、作家等の講演会や小中学生との交流会などの催しも開催しました。さらに、全市の学校図書館ボランティアのための研修会を広く市民も参加できる場として提供し、作家等の講演会も開催しました。

【読書の日のつどいと全市図書館ボランティア研修会の講師】(敬称略)

年度	読書の日のつどい	図書館ボランティア研修会	年度	読書の日のつどい	図書館ボランティア研修会
16	高橋 正修	宮腰 悦子	19	上橋 菜穂子	代田 みちこ
17	松岡 享子	清水 真砂子	20	工藤 直子	松居 直
18	齋藤 惇夫	杉山 亮			武田 美穂

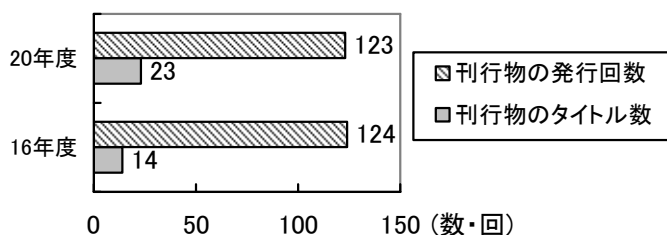
市立図書館では、「1 家庭における読書活動の推進について」と共に、地域家庭文庫への団体貸出や保育園での保護者への貸出、除籍図書や一部の寄贈本等を活用したリサイクル・交換広場による子どもや保護者への児童書の無償提供などを通して、各地区での子育ての場における読書環境を整えてきました。

また、読み聞かせ講座の開催や、市民、学校図書館ボランティア、子育てグループ

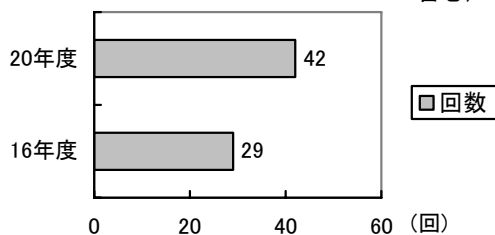
等の講習会への講師を派遣し、より一層の読書に対する理解を深めるなど積極的な支援を行いました。さらに、学校やボランティアとの連携会議を開催し、交流を図りながら学校と市立図書館の今後の連携課題を明らかにしてきました。

平成20年度には市立図書館と全市立小中学校・特別支援学校の図書館を相互に利用稼働とする新たなコンピュータシステムの開発を完了し稼働し始めました。また、各区で行われる地域の子育て支援のイベントに参加し、読み聞かせや本の紹介、児童書や子どもの読書に関する図書は無償提供等を行っています。さらに、市内3つの大学との連携も始まりました。

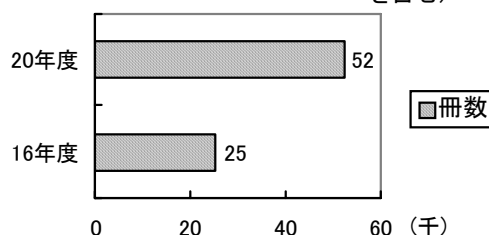
【子ども向け刊行物のタイトル数】



【リサイクル・交換の回数】(一般書・雑誌を含む)



【リサイクル・交換の冊数】(一般書・雑誌を含む)



今後の課題・方向性

地域における読書活動の推進や市立図書館と学校図書館との連携については、まだまだ課題があります。今後は、「読書のまち・かわさき」を一層推進するために、地域において中心的な役割を果たすべき市立図書館の活動として、新中原図書館の整備を含め、さまざまな方策を講じていきます。

3 学校における子どもの読書活動の推進について

取組状況と成果

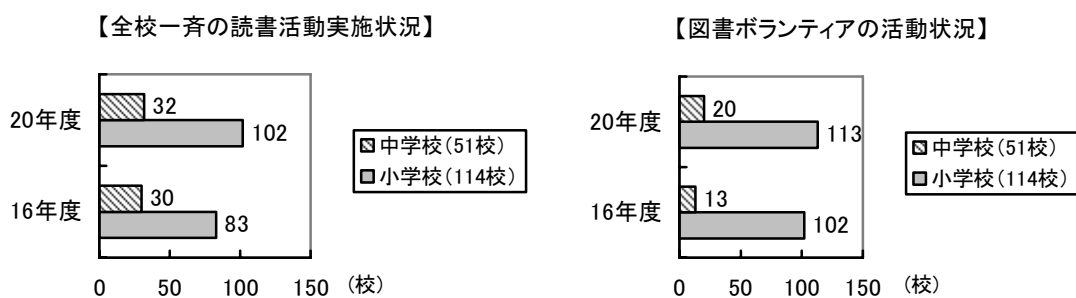
学校には、推薦図書リスト、「かわさき子ども読書100選」小学校版・中学校版を作成し配付し、学校における読書活動の啓発を行ってまいりました。



また、「かわさき読書週間」に向けて、読書ポスター・標語の募集を行いました。その標語やポスターを生かして、「読書標語カレンダー」や「かわさき読書週間ポスター」を作成し、「子ども読書の日」、「かわさき読書の日」を中心に学校及び各機関に配付し、啓発・広報活動を行いました。

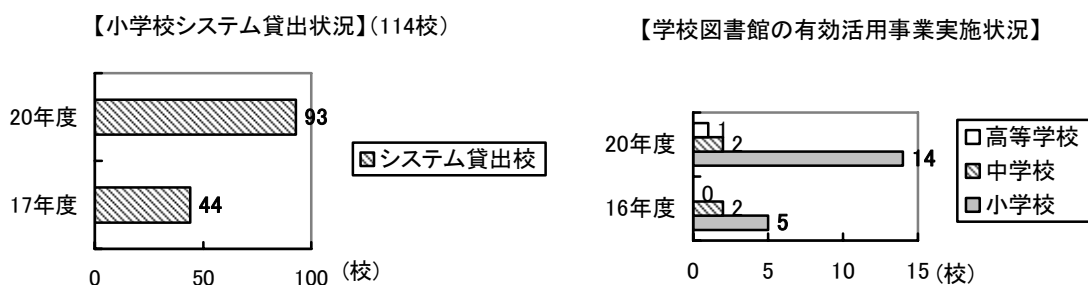
学校図書館を支える図書ボランティアは年々増え、平成 20 年度には、小・中学校合わせて 4000 名以上となりました。小学校では、全市ほとんどの学校で活動し、貸出返却作業、図書室の環境整備、読み聞かせ、ブックトーク等、充実してきています。また、図書ボランティアの研修会を年間通して各区や、全市で行い、資質向上を図ってきました。

平成 15 年度から配置された学校図書館コーディネーターは、年々認知度が上がり、学校支援体制が確立し、司書教諭やボランティアとの連携も図れるようになっていきます。図書館司書等の有資格者による公募採用を平成 20 年度より始めました。平成 21 年度からは、各区 1 名増員され、3 人体制となりました。学校図書館コーディネーター配置事業の成果で、各学校図書館の環境は、年々向上しています。



小学校では、学校図書館オンラインシステムが、平成 17 年度から稼働し、コンピュータを活用して資料検索や貸出・返却ができるようになりました。さらに、平成 20 年 7 月には、図書館総合システムとして市立図書館と全市小学校の図書館が、オンラインでつながりました。各学校では、コンピュータを活用しての図書貸出・返却が年々増え、平成 20 年度までに 82%の学校で行われています。

学校図書館有効活用事業は、小・中・高等学校で実施され、平成 20 年度は地域開放している学校が全市 17 校、その内市民への貸し出し校が 7 校となりました。



今後の課題・方向性

平成 20 年 3 月に改訂された新しい学習指導要領において、言語活動の重要性が指摘されています。また、「学校図書館図書整備 5 ヶ年計画」(平成 19 年～)を受け、学校図書館の機能充実が必要になります。全校一斉読書の推進を図ると共に、様々な教科等を通して学校図書館の利用が図られるかが課題となります。

図書館総合システムの導入については、小学校への全校導入を平成 20 年度に完了し、平成 22 年度には、中学校への導入を図り順次稼働しています。今後図書館総合システムについて学校や図書ボランティアへの研修・支援が必要になります。

学校図書館の有効活用事業では、地域開放校の中で、地域貸出が可能な学校を増やし、その蔵書についても充実を図る必要があります。

4 啓発広報活動の推進について

取組状況と成果



読書のまち・かわさき
シンボルマーク

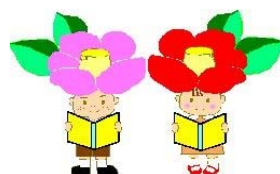
広報活動として、「読書のまち・かわさき」のシンボルマーク制定(平成 18 年 4 月 23 日)を行い、「読書のまち・かわさき」の幟を作成して、市立図書館に掲示しました。また、神奈川県書店商業組合川崎支部との連携により、川崎市内の各書店にも掲示を行いました。

さらに、「読書のまち・かわさき」通信の定期的発行、かわさき図書館だよりの発行、市政だより・河川情報システムの利用、読書標語カレンダー・読書ポスターを作成・配付、市立図書館のホームページに「こどものページ」や「読書のまち・かわさきのページ」を開設しました。

啓発活動としては、こども読書週間やかわさき読書週間では、各地区市立図書館で大人のためのおはなし会や図書館ツアー、ボランティア養成講座等のイベントの開催を行っています。また、「かわさき読書の日のつどい」では、小・中・高校の読書標語・ポスター作品展示、児童文学作家の講演等を行っています。各学校でも特色を生かした取組を実施し定着を図ります。さらに、市立図書館のホームページに「読書のまち・かわさき」や「フロンターレと本を読もう」のコーナーを開設し、イベント情報や図書の紹介などのお知らせをしています。

今後の課題・方向性

2010 年(平成 22 年)の国民読書年を契機に広く市民に読書の重要性を伝え、「読書のまち・かわさき」事業をどのように周知するかが課題となります。そのために市政だより、河川情報表示板(川崎駅西口大型映像装置)、区役所のお知らせ掲示板、地域情報誌、TVK やケーブルテレビ、ラジオ等も利用した啓発広報活動が必要となります。



つばきくん・つばきちゃん

平成 14 年 12 月に制定

5 新たな視点について

前回の推進計画により、家庭、地域、学校で、子どもの読書環境は、整ってきています。確かな学力を養う上でも、子どもの読書習慣の定着は、大切であると考えられます。今後は、生涯にわたる読書習慣の定着に向けて、さらに家庭・地域・学校等の連携した社会全体の取組が必要になってきます。

第2次推進計画では、前回の推進計画における事業を継続しつつ、更に発展、充実させていく必要があります。今後は、家庭・地域・学校等の連携した社会全体の取組として、新しく建設される中原図書館を拠点にして、各市立図書館や分館や地域文庫、各学校図書館との連携を密にして、以下の視点を設け子どもの読書活動の一層の推進に取り組んでまいります。

- 子どもの読書活動の習慣化へ向けて
 - ・ 家庭での取組
 - ・ 学校図書館での取組
 - ・ 市立図書館での取組
- 市立図書館における「読書のまち・かわさき」事業の推進（第4章に詳述）
 - ・ 各情報の発信
 - ・ 研修会の開催
- 学校図書館の読書環境整備
 - ・ 司書教諭や図書館担当教諭の研修
 - ・ 教員への図書館活用のための研修
 - ・ 学校図書館コーディネーターの配置
 - ・ 図書ボランティアの研修
 - ・ 読書センター・学習情報センター機能の充実



第2章 川崎市の読書推進の基本計画

これまでの「読書のまち・かわさき」事業経過を踏まえ、川崎らしい読書活動推進にかかわる施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として「読書のまち・かわさき」子ども読書活動推進計画（第2次）を策定します。

1 子どもの読書環境の整備と充実

子どもの読書習慣を形成するには、子どもの読書活動の意義や重要性について、市民の理解と関心を深めるとともに、乳幼児期から読書に親しめるような環境作りに配慮することが必要です。

そのため、家庭・地域・学校において、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、読書習慣を身につけることができるように努めていくことが重要です。発達段階に応じて子どものさまざまな読書活動を推進するために施設・設備・広報等の環境整備・充実に努めます。

2 家庭における読書活動の推進

子どもが成人になるまでの生活の基盤として、家庭の果たす役割は重要です。親子のふれあいやさまざまな体験、言葉かけ、読み聞かせ、親子で一緒に本を読むなど、子どもの読書との出会いの一步は、家庭における人と本との出会いといってもよいでしょう。

近年、テレビやビデオ、コンピュータ、携帯電話、ゲーム機器等、さまざまな情報機器が家庭に入ってきました。大人でさえ、これらの情報機器に左右されがちで、本を読まないという状況が生まれ始めています。これからの情報化社会に生きるわたしたちは、このような情報機器を上手に活用していくことが求められています。

また、保護者自身が生活の中でゆとりが持てない等さまざまな原因から子どもたちに本の読み聞かせをしない傾向もあります。

子どもたちには、機械から送られてくる言葉や映像ではなく、身近にいる大人の生きた言葉によって、言葉を育て、未知のものに対する興味や関心を育てていくことが大切です。家庭における読書活動は、子どもの育ちに大きな役割を果たすという意識をもち、乳幼児期から青年期までの家庭における読書習慣を確立するよう促進していきます。

3 地域における読書活動の推進

地域には、市立図書館や市民館、保育園や幼稚園、こども文化センター、わくわくプラザなど、子どもたちを育てるさまざまな施設があります。また、子ども会などの多種多様な子どもたちのためのグループ活動も取り組まれています。

読書活動は、知的活動を含む生涯学習の意義が増しつつある現代にあって、人間としての成長や生涯におよぶ学習に大いに助けとなります。そこで、市立図書館においては、読書活動について、その苗床となる乳幼児期の読み聞かせや、おはなしの場づくりから学校教育との連携にいたるまで、保護者、市民ボランティアグループ、教職員などと連携して幅広く読書に関する施策を展開していきます。

また、教育文化会館・市民館においては、家庭・地域教育学級やボランティア研修の中で、読書の大切さを考える学級の実施や、市民グループが企画し職員と協働で行う市民自主学級や市民自主企画事業において読み聞かせを通じて親子の絆を考える事業等も実施しています。

さらに、幼い子どもをもつ親の学習機会を保障するために保育室に絵本を配置し、保育ボランティアの方々の読み聞かせなどの読書活動を行っています。

こども文化センターにおいては、乳幼児の利用に配慮し、幼児向けの絵本を図書室に配置し、親子で自由に読書をしたり、グループでの読み聞かせなどの活動を行ったりしています。また、わくわくプラザにおいては、利用児童に対し、ボランティア活動等による読み聞かせも行っています。

このような施設やグループにおけるさまざまな活動は、子どもの内的な成長に大きな役割を果たしています。子どもが読書に興味をもつことができるようにするには、子どもたちが読書の楽しみを自然に味わえる機会を数多く作る必要があります。そのためには、市立図書館や市民館の事業、子ども会などのグループ活動に、子どもが楽しく読書に触れられる機会を積極的に取り入れるよう努めています。

このことは、家庭、学校、市内の書店との連携についても同じようなことが考えられます。

4 学校における読書活動の推進

学校における読書活動は、朝読書や、休み時間の図書館利用や、国語などの各教科等の学習活動を通して、展開されてきています。これらの活動が子どもの読書習慣の形成に大きな役割を担っていることは言うまでもありません。子どもたちは、読書を通じて読解力、想像力、思考力、表現力等、生きる力の基礎を養い、多くの知識、多様な文化を理解することができます。

特に、学校においては意図的、計画的な読書活動の指導が可能であり、子どもの主体的、意欲的な読書習慣の形成推進に果たす学校の役割に期待が高まっています。また、新しい学習指導要領の中では、小・中・高等学校ともに、各教科等の指導に当たっては、児童生徒の思考力、判断力、表現力等を育む観点から、児童生徒の言語活動を充実することとしています。今後は、学校図書館が教育課程の中で、読書センターと学習情報センターの二つの機能が果たせるよう環境整備に努めます。

さらに、地域のさまざまな読書活動との連携を図りながら、開かれた学校図書館を目指します。

5 「かわさき読書の日」

子どもの読書活動についての関心と理解を深めると共に、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、4月23日は「子どもの読書活動の推進に関する法律」で「子ども読書の日」として制定されています。

川崎市ではさらに、「読書のまち・かわさき」事業の一層の充実・発展を図り、家庭・地域・学校が一体となった川崎らしい読書活動推進事業を進めるため、継続して11月の第1日曜日を「かわさき読書の日」とし、特色ある事業推進を積極的に進めていきます。

6 読書活動推進体制の整備

読書活動を積極的に進めるには、家庭・地域・学校の特性に応じた取組が必要です。それぞれの場での創意工夫に満ちた読書活動が求められてきます。しかし、それぞれが単独で行っていただくだけでは、十分な読書活動の展開が望めません。家庭・地域・学校の子どもの読書活動にかかわる関係施設や人が集まり、子どもの読書活動にかかわる諸課題について協議を行う「子ども読書活動連絡協議会」の活動を生かし、川崎に生きる子どもたちの現状を踏まえながら、読書にかかわる施設や人の連携を図り、事業を開催するなど、広い視野に立った読書活動の推進を行っていきます。

7 計画期間

この計画の期間を2011年度（平成23年度）からのおおむね5年間とし、「かわさき教育プラン」（2004年度策定 2008年度第2次実行計画策定 2011年度第3次実行計画策定）に基づきながら、この計画を進めます。






【子どもの成長と読書活動支援】

子どもの成長	家 庭 【情報と情操の育成】	学校等教育機関 【情報と情操の育成】
<p>乳児～幼児期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言葉を覚える ・話の心地よさを感じる ・言葉のやりとりの中で、話を介して考える素地ができる <p>児童期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感想、意見のやりとりの中で、考えの素地づくりや深化を図る <p>青年期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報のやりとりの中で、興味や視野を拡大する 	<p>*多くの言葉を豊かな表情で語りかける</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ことばかけ(あやしことばなど)、うた(子守歌、童謡など) ・読み聞かせ、お話し ・自然・絵画・絵本・演劇・音楽劇等とのふれあいの場を作り、諸感覚を養う <p>*言葉のやりとりの中で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活の中で、出会った物や出来事、人物等を生かしたお話作りをして、想像力を育む ・読み聞かせをしたり、一緒に話を読んだりする ・地域の交流会などに進んで参加し、情報を得る <p>*感想、意見のやりとりの中で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館や地域施設を積極的に利用する ・本の紹介や読書を通して感じたことや考えたことを家の中で話題にする ・課題図書や授業で学習した教材に関連する本等を家族で読み、意見を交わす <p>*情報のやりとりの中で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれが本を紹介しあう ・旅行やスポーツ等の体験したことに関係する本を読んでみる 	<p>読んでもらう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせ ・お話し会(絵本・演劇・音楽劇・絵画等) ・劇遊び 演劇鑑賞(人形劇等) ・保護者交流会 <p>自分で読むことの併用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせ、読書 <p>自分で選書し読書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせ ・一斉読書等、読書の時間の設定 ・図書館の利用(読む・調べる) ・各教科を通して調べ学習の中で多種多様な本との出会い ・「かわさき子ども読書100選」の活用 ・児童・生徒の図書委員としての働きかけ ・読書感想文、感想画への参加活動 ・読書標語、ポスターへの参加活動 ・演劇鑑賞会等の実施や参加 ・学校図書館コーディネーターや図書ボランティアによる支援 ・子どもに読ませたい本の選定 ・図書館総合システムの活用と市立図書館とのネットワーク化

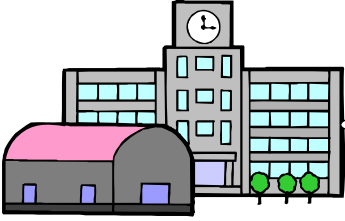
啓発・広報活動

- ・子ども読書の日(4月23日)に向けた読書標語カレンダーの作成、配布
- ・「かわさき読書週間」(11月第1日曜日「かわさき読書の日」をはさんだ前後2週間)の啓発イベント
- ・「読書のまち・かわさき通信」等の発行(市立図書館ホームページへも掲載)

<p style="text-align: center;">地域①（市立図書館） 【情報と情操の育成】</p>	<p style="text-align: center;">地域②その他の施設<small>（保育園、子育て支援センター、子ども文化センター等）</small> 【情報と情操の育成】</p>
<p>(乳幼児へのサービス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児向けコーナー設置 ・ 乳幼児向けお話し会開催 ・ 乳幼児向け本のリスト配布 ・ 幼児向け新刊案内配布(毎月) ・ 子育て施設等でおはなし会開催 <p>(小学生へのサービス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学生向けおはなし会開催(低学年) ・ 小学生向け読書 100 選コーナー等設置 ・ 調べもの相談お助け隊(夏休み) ・ 児童向け新刊案内配布(毎月) ・ 一日図書館体験実施 ・ 課題別パスファインダーの作成 ・ 小学生ボランティアの受け入れ <p>(ティーンエイジャーへのサービス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10 代に突入したあなたへ（新刊案内）配布 ・ 中学生向け読書 100 選コーナー等設置 ・ 中学生が読むおはなし会開催 <p>(学校へのサービス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館見学案内 ・ 図書館で調べ学習の援助 ・ 学校向け団体貸出し ・ 職業体験実施 ・ リサイクル図書配布 <p>(ボランティアへのサービス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本の紹介及び団体貸出し ・ ボランティア団体の情報交換の場づくり ・ 読み聞かせ講座開催 ・ 講習への講師派遣 	<p>(乳幼児へのサービス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児向けおはなし会開催 ・ 保護者向け講習会の開催 ・ 保護者向け子育て本や絵本の貸出し <div style="text-align: center;">  </div> <p>(小学生へのサービス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学生向けおはなし会開催 ・ 本の貸出し <div style="text-align: center;">  </div> <p>(ティーンエイジャーへのサービス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学生、高校生が職業体験等で子ども達に読み聞かせをすることによって、子どもとの交流を通じて本の理解や関心を深める <div style="text-align: center;">  </div>

「読書のまち・かわさき」
子どもの読書活動推進計画
イメージ図

子どもの読書
活動の習慣化



学校（司書教諭、学校図書館コーディネーター、図書ボランティアなど）

学校図書館の
読書環境整備



家庭、地域市民（図書ボランティア、地域文庫関係者など）



読書のまち・かわさき
事業推進委員会
子ども読書活動連絡協議会



行政（教育委員会、市民・子ども局、健康福祉局など）

「読書のまち・かわさき」子ども読書活動推進計画
(第2次) 基本方針

市民・地域・
学校・大学・
企業との連携・協働

知識・感動・好奇心
子どもの豊かな心を育むために

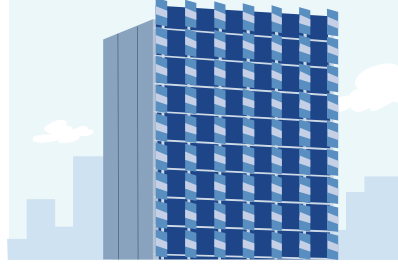
学校図書館と
の連携及び地
域の読書推進
活動支援



大学（専修大学、日本女子大学、
明治大学、和光大学など）



新中原図書館（図書館総合システ
ム、中央図書館的機能、情報発信）



企業（書店関係者、川崎フロン
ターレなど）

専門職員の配
置・ボランテ
ィア活動支援



図書館（市立図書館・分館・自動
車文庫、県立図書館）

新中原図書館
を拠点とした
事業の推進

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な方策

推進計画の基本的な方針に基づき、子どもの読書活動の具体的な方策を示し、家庭・地域・学校とのかかわりを図りながら、取組を進めていきます。

1 家庭における子どもの読書活動の推進



(1) 家庭における子どもの読書活動の推進と具体的方策

家庭における読書や読み聞かせ等は、親子のふれあいの一つであり、読書習慣を身につけるための初めの一歩としても重要な機会だと言えます。そこで、各家庭への広がり支援していく中で、読書の習慣化を図るための活動を充実していきます。具体的には、地域子育て支援センター、幼稚園、保育園、保健福祉センターなど、乳幼児の教育を担う場において、市立図書館と連携して、子どもの読書活動の重要性の理解と関心の促進を図る必要があります。

具体的方策

- ア 保護者向け講習会
- イ 資料の作成及び配布などの普及活動
- ウ その他



ア 保護者向け講習会

保護者に対して読み聞かせ講習会の開催や読書に関する相談活動に取り組んでいきます。そこで読み聞かせのノウハウについて学んだ保護者が、学校や地域などの舞台上、子どもたちの読書活動にさらなる寄与を重ねていくという相乗効果が発揮されます。

イ 資料作成及び配布などの普及活動

『えほんだいすき』の作成、配布は、家庭における読書の初めの一歩について具体的な手引きの役割を果たすという意味で、成果を挙げている一つです。また、家庭からも必要とされているという意味で、今後も紹介する絵本を見直ししながら、充実していきます。

ウ その他

さらに、市立図書館と地域家庭文庫等との連携を深め、各家庭における子育ての場での読書活動の整備を図っていきます。

2 地域における子どもの読書活動の推進と具体的方策

(1) 市立図書館における子どもの読書活動の推進と具体的方策

図書館は、豊富な図書資料の中から自分の読みたい本を自由に選択し、読書の楽しさと喜びを知ることができる場所であり、必要な情報を調べたり、知識を得たりすることができる場所でもあります。また、保護者にとっては、自分の子どもに与えたい本の選択や、子どもの読書について相談することのできる場所です。そのため、魅力的な資料の収集やおはなし会などの行事を行い、来館する子どもや保護者に対するサービスだけでなく、市立図書館を利用していない子どもや利用できない子ども、保護者にも広く読書の楽しさや情報を伝えていく機会を提供していくことが大切です。

また、乳幼児への図書館サービスは子どもの読書習慣を形成する基礎になるものであり、子育て支援の一つです。子育て支援事業と連携協力しながら、一層充実していく必要があります。

さらに、地域に居住する外国につながるのある子ども等へのサービスを充実するため、外国語資料の収集を進め読書活動を支援します。また、特別に支援が必要な子どもへのサービスとして、必要な資料（布の絵本、大型活字本等）を収集、提供し、子どもの読書環境を整備していくことが必要です。

具体的方策

- ア 施設・設備・図書館資料等の充実
- イ おはなし会・展示会など各種行事の開催
- ウ 子どもへの選書支援
- エ 専門的職員の配置・ボランティア活動支援
- オ 学校との連携
- カ 関係機関・団体等との連携・協力
- キ 外国につながるのある子どもや、特別支援が必要な子ども等の読書活動への支援
- ク 県立図書館や県内公立図書館との連携

ア 施設・設備・図書館資料等の充実

現在、市立図書館では、児童コーナーを設けて子どもに対するサービスを行っていますが、乳幼児から青少年まで魅力的な子どもの本の充実により一層努め、推薦図書のコーナーの設置、手に取りやすい配置、親しみやすい雰囲気作り等快適で楽しい本との出会いの場を提供します。特に、平

成 24 年度末に移転予定の中原図書館においては、読書活動の拠点として、市民・地域・学校・大学・企業との協働ができる施設として整備してまいります。

さらに総合的な学習支援も含めた子どもの「知る意欲」を育てる資料の充実にも努めていきます。

子どもたちが興味をもち、利用しやすい図書館ホームページの「こどものページ」や「利用者用検索機」の充実を図ります。

また、保護者のための子どもの本に関するコーナーや子ども向け情報コーナー等も設置し、子どもの読書に関する情報を提供していきます。

イ おはなし会・展示会など各種行事の開催

各市立図書館では、毎週のおはなし会の他に、人形劇や映画会などを開催していますが、子どもの読書の啓発を図るため、子どもに薦めたい本の展示や講演会など、子どもと本が出会える楽しい機会をより一層提供していきます。

ウ 子どもへの選書支援

乳幼児期からの読書の大切さや子どもとともに楽しむ絵本の選び方などを、保護者に理解してもらうため、リーフレット「えほんだいすき」の配布を行っています。さらに子どもの年齢に合わせた青少年向けの推薦本のリストなど読書啓発資料を作成し、配布していきます。

エ 専門的職員の配置・ボランティア活動支援

子どもに対する図書館サービスを展開していくため、子どもに的確に資料を提供でき、読書に関する相談を受けることのできる司書、図書館職員を配置し、専門的な知識・技能の研修を行っています。

また、必要な知識・技能等を有する市民のボランティア活動を積極的に支援し、ボランティア活動の場や機会を提供していくことで、子どもが自由に安心して楽しめる読書環境を広げていきます。

オ 学校との連携

子どもの読書活動の推進には、市立図書館と学校との連携を欠かすことができません。学校との連絡体制をより強化し、互いに役割を補い合うことで、豊かな読書環境の提供を目指していきます。そのために、子どもの読書活動に関する検討や協議、子どものニーズの把握など、学校と市立図書館が協力して新たな事業に取り組んでいきます。また、資料の団体貸出や図書館での調べ学習や見学等、総合的な学習の支援、職場体験学習への協力、学校図書館研修の講師派遣など一層の交流を促進していきます。

さらに、図書館総合システムを活用した学校図書館の IT 化を推進し、学校図書館の利便性の向上に協力していきます。

カ 関係機関・団体等との連携・協力

保育園、幼稚園の他、関係機関及び地域の家庭文庫等と連携や、各区の子育て支援への事業に協力、資料支援を含め子どもの読書習慣形成の基礎になる読書環境を整備、支援するシステムを今後構築していきます。

キ 外国につながる子どもや帰国児童生徒、特別支援が必要な子ども等の読書活動への支援

地域に居住する外国につながる子どもや帰国児童生徒等へのサービスを充実させるため、外国語資料の収集を進め読書活動を支援していきます。また、特別支援が必要な子どもへのサービスとして、必要な資料を収集、提供していきます。さらに、来館が困難な子どもたちへも郵送サービス等を行い、子どもの読書環境の整備や情報の提供に努めていきます。

ク 県立図書館や県内公立図書館との連携

神奈川県内公立図書館ネットワーク等を活用し、県立図書館や県内公立図書館と連携し、子どもの読書活動の推進について、情報交換を行っていきます。

(2) 子育て支援にかかわる施設等における子どもの読書活動の推進と具体的方策

子育て支援事業では、保健福祉センターや子育て支援センターなどが大きな役割を果たしてきています。また、保育園（無認可保育園や子育てサークル、自主保育グループや小児科の病院を含む）、幼稚園、市民館等とも連携を図りながら、子どもの読書活動を推進していきます。

具体的には、各施設での子どもの本の講座や子育てグループによる読み聞かせ、さらに保健福祉センターや、市民館等で実施されている両親学級や家庭・地域教育学級などにおいて読み聞かせや絵本の紹介等、子どもの読書活動を啓発する機会を充実させていきます。

さらに、こども文化センター、わくわくプラザなど、子どもの健全育成にかかわる施設においても読書環境を整えていくよう支援をしていきます。

(3) 市民ボランティアや民間団体等における子どもの読書活動の推進と具体的方策

市民ボランティアや民間団体等による子どもの読書活動の推進に対して、さまざまな支援を行っていきます。

具体的には、市立図書館や学校図書館などにおいて市民ボランティアへの研修会や子どもの読書活動推進のための場や機会の提供を行っていきます。

また、地域家庭文庫、私設図書館等との人的、資料的な交流を促進し、さまざまな読書に関わる団体等との連携を図り子どもの読書活動を推進していきます。

(4) 「かわさき読書の日」を中心とした子どもの読書活動の推進と具体的方策

子どもの読書習慣を確立するためには、読書活動についての啓発活動を継続的に行う必要があると考えます。そのために「かわさき読書の日」を中心に関係機関において特色ある読書活動の推進を積極的に展開していきます。

具体的方策

- ア 啓発イベント等の開催
- イ 優れた取組の奨励
- ウ かわさき読書週間の活性化



ア 啓発イベント等の開催

「かわさき読書の日」を中心に、市民ボランティアなどの市民団体と連携しておはなし会、図書館探検ツアー、子どもたちの作品展示等川崎市らしい読書活動推進のための啓発イベントを開催していきます。図書交換広場等を行い市民が本を手にする機会を作ります。

イ 優れた取組の奨励

読書活動の推進にかかわる特色ある優れた取組を今後も紹介していきます。特に優れた実践を行っている学校、図書館、市民団体及び個人に対して「読書のまち・かわさき」事業推進委員会で選考をし、「かわさき読書活動優秀団体（個人）」として「かわさき読書の日をつどい」で表彰等を行い、その取組の奨励を図り、広く市民に紹介していきます。

ウ かわさき読書週間の活性化

「かわさき読書の日」をはさんだ2週間の「かわさき読書週間」をさらに特色ある読書活動の取組が展開されるよう引き続き働きかけていきます。

3 学校における子どもの読書活動の推進



(1) 子どもの読書習慣の確立と読書指導の充実

平成19年に改正された学校教育法の中で第21条の5に、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が規定されました。また、平成20年の学習指導要領の改訂において言語活

動の充実が挙げられました。

これらをふまえ、小学校、中学校、高等学校において、一人ひとりの個性や発達段階に応じた読書習慣を確立することが大切です。そのためには、児童生徒が本に接するためにさまざまな場面が求められます。

具体的方策

- ア 各教科及び総合的な学習の時間等における読書指導、図書資料の活用
- イ 全校一斉読書の実施の推進
- ウ 小学校の情報教育研究会や国語教育研究会、中学校の国語部会や図書館部会との連携協力
- エ 子どもの読書活動を啓発する取組の推進

ア 各教科及び総合的な学習の時間等における読書指導、図書資料の活用
小学校では、平成23年度から、中学校では24年度から全面実施される新しい学習指導要領において、各教科及び総合的な学習の時間などで、「読む・調べる」活動等、学校図書館を活用するような指導計画の作成に努めます。

イ 全校一斉読書の実施の推進

毎年行われる文部科学省の調査によりますと、川崎市の小中学校における全校一斉読書の割合は、年々増え続けています。今後も各学校において全校一斉読書の活動が継続するよう努めてまいります。

ウ 小学校の情報教育研究会や国語教育研究会、中学校の国語部会や図書館部会との連携協力

「読む・調べる」活動においては、小学校の情報教育研究会や国語教育研究会、中学校の国語部会や図書館部会と連携協力して研究に取組み、その成果を広めます。

エ 子どもの読書活動を啓発する取組の推進。

子どもの読書活動を啓発するために、子どもに読ませたい本の選定、子どもたちによる読書ポスターや標語、その他多様な表現活動に取り組んでいきます。

(2) 学校図書館の役割と整備・充実

学校図書館は児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として、さらには、地域の情報収集や地域への情報発信の場として、今後の役割が期待されています。

児童生徒に対しては、想像力を養い学習に対する興味・関心等呼び起こ

すなど、豊かな感性や情操を育む「読書センター」としての機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開などに寄与する「学習・情報センター」としての機能を果たすことが求められています。

地域に対しては、児童生徒の場合と同様に、「読書センター」としての役割も求められてきています。そのため、市立図書館と連携の在り方についての研究を深めていきます。

具体的方策

- ア 施設・設備の充実
- イ 図書資料等の計画的な整備・充実
- ウ 司書教諭・学校図書館コーディネーター・図書ボランティアによる読書活動の推進
- エ 児童生徒における図書委員会活動の活性化
- オ 「学校図書館ガイドブック」の見直し及び教員の図書館活用の研修
- カ 学校図書館の有効活用

ア 施設・設備の充実

学校図書館の果たす「読書センター」「学習・情報センター」の二つの機能を十分に発揮させ、それぞれの機能に見合ったスペースの確保及び環境整備に努めるために、学校図書館の現状の把握を行い、それぞれの学校の教育課程や要望に応じた施設・設備の充実を図っていきます。

特に、平成20年7月より導入された市立図書館「図書館総合システム」とのネットワークを活用した図書の貸出・返却、資料検索に関しては、全ての学校に導入が図れるよう努めていきます。

イ 図書資料等の計画整備・充実

子どもの読書活動の推進にあたっては、児童生徒が手にする図書館資料の整備・充実が重要なことの一つです。新旧資料の計画的な入れ替えを図りつつ「学校図書館図書標準」を達成するように努めていきます。その図書の選定にあたっては、幅広く偏りが無いように配慮することが必要です。

さらに、「図書館総合システム」導入による図書資料のデータベース化を図り、各種資料や情報等の共同利用や資料の計画的共同購入、相互貸借について検討をし、多様な興味・関心に応えられる図書の整備に努めていきます。

ウ 司書教諭・学校図書館コーディネーター・図書ボランティアによる読書活動の推進

「学校図書館はひとつが作る」とも言われています。学校図書館にかかわる人には、司書教諭、図書館担当者を始めとして、学校図書館コーディネ

ネーターや図書ボランティア、保護者や地域の人々がいます。それぞれの役割を明確にし、連携を図りながら機能的な学校図書館運営をしていく必要があります。

司書教諭については、平成 15 年度より 12 学級以上の学校に配置することが義務付けられていますが、12 学級にこだわらず、全学校に配置できるよう発令の促進に努めます。また、司書教諭の実質的な業務活動を検討し、授業の軽減等を働きかけていくとともに、司書教諭として本来の役割が発揮できるよう研修会を開催して支援していきます。

また、平成 15 年度より導入された学校図書館コーディネーターも、今後の読書活動推進の重要な役割を担っています。学校図書館をより活性化させ、読書活動を推進するために、司書教諭や図書担当教諭を支援し、図書ボランティアや児童生徒の図書委員等に対して各学校に応じた学校図書館の運営や読書活動を推進するための的確な助言ができるよう、研修などにより資質を高めていきます。また、司書や司書教諭などの有資格者の登用による公募を引き続き行い、より一層の充実を目指していきます。

図書ボランティアについては、近年一段と活動意欲や内容が高まり、充実してきており、組織化されているところもあります。多くのボランティアが導入されている小学校での活動には、各学校の特長を生かしたさまざまな取組があります。今後は、中学校への図書ボランティア導入について、各学校の実態に応じたボランティアの在り方を検討し、より一層の導入を図っていきます。聾・養護学校への図書ボランティア導入についても、今後検討を図っていきます。

エ 児童生徒における図書委員会活動の活性化

学校図書館にかかわる人として、児童生徒の図書委員は欠かせないものです。貸し出しや返却、書架の整理、図書紹介や図書便りの発行、図書室の環境整備等、学校における読書活動の充実には、図書委員の役割が非常に大きくかかわってきます。

図書委員会の活動がより一層活性化するよう小学校情報教育研究会及び中学校教育研究会図書館部会等で他校の優れた取組に学ぶ機会を設定し、情報交換できるよう支援していきます。

オ 「学校図書館ガイドブック」の見直し及び教員の図書館活用の研修

学校図書館は、学校における施設や設備並びに児童生徒の実態をふまえながら、各学校の創意工夫によって運営されるものです。学校図書館運営計画をはじめとして、読書指導の重点、年間指導計画が作成され、それをもとに学校図書館の利用や活用を進めている学校もあります。

しかしながら、現在の学校図書館をみると、各学校に差異があり、十分

に機能しているとはいえない現状にあることも事実です。

このような現状を踏まえ、各学校の創意工夫ある活動を充実発展させるために、読書活動の内容、環境整備、学校教育にかかわる人の役割など、学校図書館運営の指針を示す必要があると考えます。そこで、学校図書館ガイドブックを見直し、司書教諭や図書担当者の教諭だけでなく各教員が学校図書館を有効的に活用できるような研修の機会を設け、より一層意識を高めていくよう努めてまいります。

カ 学校図書館の有効活用

これからの学校は、家庭や地域で施設を有効に活用していくことが求められています。「かわさき読書週間」期間中や休業日に、学校の教育活動に支障のない範囲で学校図書館を開放し、貸し出し等を行います。

また、貸出図書の充実に努め、家庭や地域に根ざした活用を図っていきます。

(3) 保育園等における乳幼児期の子どもの読書活動の推進

乳幼児期における読書経験は、その発達段階から、まずは大人による「読み聞かせ」や「おはなし」という形で経験します。「読み聞かせ」や「おはなし」は、読書への導入の大切な一つではありますが、単なる読書の前段階とは異なった意味と重要性があります。

現代の子どもたちは、生まれながらにして、テレビやビデオなどに囲まれて育っています。これらのメディアから流れてくる情報は大変多様ではありますが、子どもは常に「受け取る側」とであるという特質があります。

これに対し、読み聞かせやおはなしの世界では、読み手と聞き手相互の間で、言葉を介したやり取りが生まれます。読み手のぬくもりや鼓動、声の響きやリズムなどが伝わり、一つの世界を共有して楽しむという時間が流れ、子どもの想像力を育むことになるのです。また、そのことが親(大人)に受け入れられたという経験の一つとなり、親(大人)への信頼感を培う元にもなるのです。乳幼児期の最も大切な課題が、人への愛情や信頼感を育むことであるとすれば、絵本の「読み聞かせ」や「おはなし」は、大変大きな意味をもっていると考えられます。

具体的方策

- ア 保護者等との講習会及び交流会
- イ 中学生・高校生との交流
- ウ 図書資料の充実

保護者に乳幼児期の発達課題や「読み聞かせ」や「おはなし」の大切さを伝え、発達に応じた絵本の紹介や、子どもと一緒に「読み聞かせ」や「おはなし」を体験する機会を増やします。

また、関係者を対象に、絵本の「読み聞かせ」や「おはなし」の意義を再認識するための研修会を設定します。

イ 中学生・高校生等との交流

職場体験学習などにより、乳幼児と中学生・高校生等との交流の場を持ち、中学生・高校生と乳幼児が絵本の「読み聞かせ」の楽しさを共有できる機会を増やしていきます。

ウ 図書資料の充実

各施設における図書コーナー等の充実に努めていきます。

(4) 特別支援が必要な子どもや外国につながる子どもへの読書活動の支援

特別支援が必要な子どもや外国につながる子どもが積極的に読書活動に取り組むことができるよう、学校図書館に関係資料のコーナーや世界各国の本のコーナーの設置や、ボランティアによる少人数への読み聞かせを計画的に行うなど、特色ある読書活動の推進を働きかけていきます。

(5) PTA など学校関係者への支援

子どもの読書活動にかかわる機関として学校の果たす役割の大きさは、言うまでもありません。

しかし、現在様々な教育活動が展開される中、読書活動の推進に関する取組に差異があることも否定できません。子どもの読書活動の推進の取組を一層充実させるため、PTA などの会合や各研究会などにおいて、先進的な取組に関する情報交換や研究協議などを積極的に行い、PTA をはじめとする学校関係者の読書活動の推進に対する意識が高まるよう働きかけていきます。



4 啓発広報活動の推進

(1) 「子ども読書の日」と「かわさき読書の日」を中心とした啓発広報の推進

子どもの読書活動の推進にあたっては「子ども読書の日」（4月23日）を中心とする前期と、「かわさき読書の日」（11月第1日曜日）を中心とする後期とに1年間を大きく分けることができます。そこで、それぞれの読書の日をはさみ、関係機関が特色ある読書活動推進の情報を提供し、成果を紹介する啓発広報活動を推進していくよう働きかけます。

具体的方策

- ア 「子ども読書の日」における読書カレンダー等の配布
- イ 「かわさき読書の日」における作家等の講演会や展示
- ウ 「かわさき読書週間」における読書にかかわるイベントや催し

ア 「子ども読書の日」における読書カレンダー等の配布

「子ども読書の日」（4月23日）は、そのポスターにあわせて、子ども達から募集した読書標語を取り入れた読書標語カレンダー等を作成し、市立学校及び市立図書館・書店に配布します。そこで、関係機関が特色ある読書活動に向けてスタートできるよう、啓発広報活動を推進していきます。

イ 「かわさき読書の日」における作家等の講演会や展示

「かわさき読書の日」（11月第1日曜日）は、作家や読書に関係の深い方々による講演会や子ども達との交流会、市立学校の児童生徒から募集した読書ポスターや標語、その他多様な表現活動の作品の表彰や展示、市立図書館の活動紹介や読書活動優秀団体表彰等を行い、啓発広報活動を推進していきます。

ウ 「かわさき読書週間」における読書にかかわるイベントや催し

「かわさき読書の日」をはさんだ2週間を「かわさき読書週間」とし、各市立図書館や学校、地域で子ども達の作品展示やおはなし会、図書交換広場等のイベントを開催し、広く市民を含めた啓発広報活動を推進していきます。

(2) 「読書のまち・かわさき」通信による継続的な啓発広報活動の推進

これまで発行してきた「読書のまち・かわさき」通信をより一層充実発展させ、市のさまざまな子どもの読書活動推進に関する情報を関係機関を通して市民に広く紹介していきます。具体的には、年間2回の「全市ボランティ

ア研修会」や「読書の日のつどい」の前後に発行する特別増刊号や当日増刊号などを通して、より一層の充実発展を図ってまいります。

(3) 新中原図書館を拠点としたさまざまな啓発広報活動

新中原図書館の建設・完成に伴い、図書館ホームページ上の「読書のまち・かわさき」コーナーの充実、市政だより、川崎駅河川情報表示板・新聞各紙、地域情報誌、ラジオ、市内書店との連携など、さまざまな報道機関等の協力を得て、啓発広報を推進していきます。また、企業の事業所などにもご協力いただき、民間活力を生かした取組を進めていきます。

例えば、川崎フロンターレとの連携は好例だと言えます。「フロンターレと本を読もう！」という企画における本紹介冊子・しおりなどの編集や配布などを中心に、川崎の特色を活かした読書活動の普及を進めていきます。

第4章 川崎市における子どもの読書活動の推進体制

「読書のまち・かわさき」事業を発展させ、市民と行政が一体となって、子どもの読書活動推進に努めていきます。

1 子ども読書活動連絡協議会の設置

この「読書のまち・かわさき」子ども読書活動推進計画は、18歳以下の子どもを対象にした読書活動推進の計画施策です。

この計画に基づく施策の推進を図るために、「読書のまち・かわさき」事業推進委員会では、家庭・地域・学校の子どもの読書活動にかかわる関係者などにより、子どもの読書活動について諸課題を協議する「子ども読書活動連絡協議会」を設置し、市民の声を広く聞き、情報収集に努め、子どもの読書活動を推進していきます。

2 市立図書館と学校図書館との連携会議

各区の市立図書館において、市立図書館と学校図書館担当者との連携会議が開催されています。「読書のまち・かわさき」事業推進委員会では、会議の成果を生かしていけるよう支援していきます。

3 川崎市立図書館における「読書のまち・かわさき」事業の推進

子どもの読書活動の習慣化を図るためには、地域ぐるみの市全体での取組が必要になってきます。そこで、市民の読書への要望や関心に応えるために、川崎市立図書館全体として質・量ともに充実したサービスの実施が望まれています。そのために中原図書館を中央図書館的な機能をもつ施設として再整備します。

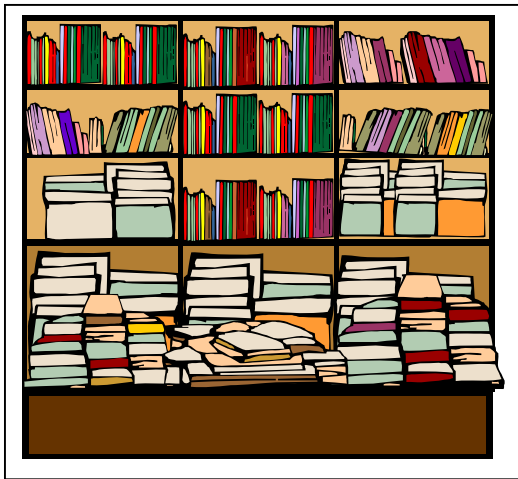
新中原図書館は「川崎市新総合計画 川崎再生フロンティアプラン」及び「かわさき教育プラン～市民の力が教育を変える～」に基づき、主に次の働きが期待されています。

- 1 あらゆる世代の人々が生涯を通じて学び、活動し、成長する拠点。
- 2 「読書のまち・かわさき」の新たな展開の拠点。
- 3 市民の仕事や生活、地域の課題解決に役立つ資料・情報の拠点。
- 4 中央図書館的機能となる川崎市立図書館の中軸・拠点。

特に、新中原図書館は、子どもの読書活動を推進するために、団体貸出室やボランティア室を設置して、学校をはじめとする子どもの読書活動を推進するさまざまな団体の支援に努めていきます。

また今後、川崎市立図書館は、あらゆる世代の読書環境を整備することで、子どもたちが大人の読書する姿を目の当たりにする機会をつくり、家庭や地域における子どもの読書への関心をさらに高めて、読書習慣をつくることに貢献していきます。今まで取り組んできた川崎市立図書館の事業を、新中原図書館整備を契機にさらに推し進め、学校・家庭・地域とともに子どもの読書活動を推進していきます。

資料編



新中原図書館のコンセプト ～ “読書のまち” の新たな展開～



27

新総合計画・教育プランに基づく5つの拠点

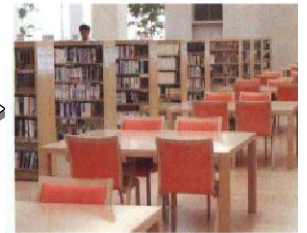
- 1 あらゆる世代の人々が生涯をつうじて学び、活動し、成長する拠点
- 2 「読書のまち・かわさき」の新たな展開の拠点
- 3 武蔵小杉駅再開発を中心とする発展する中原区の拠点
- 4 市民の仕事や生活、地域の課題解決に役立つ資料・情報の拠点
- 5 中央図書館的機能となる川崎市立図書館の中軸・拠点

コンセプト

ターミナル駅のアクセスの良さを最大限活用

①好アクセスのビジネスマンのオアシス

- 通勤・通学帰りの知的リフレッシュサービス
- 開館時間の延長
- ビジネスマン・ビジネス支援の充実



閲覧席

市民活動・生涯学習活動の継続的発展

②市民活動・生涯学習活動の支援

- 資料・情報をつうじた地域市民活動の拡充
- 生涯をつうじて学び成長する場



児童図書コーナー

あらゆる世代、多様なライフスタイルへの対応

③誰もが使いやすい図書館

- くつろぎながら親子で読書を楽しむスペース
- 障害者、外国人、だれでも使いやすく、快適
- 子育て支援からシニア活動までの場

アクセスフリーとハイブリッド化（紙媒体と電子媒体）の推進

④ハイブリッド図書館

- インターネット時代としての時間と空間の制約をこえた全市・24時間サービスの展開
- 従来からの本や、電子データベース等とインターネットによる高度な情報提供



自動貸出機

「読書のまち・かわさき」の拠点づくり

⑤市民・地域・学校・大学・企業との協働

- 「読書のまち・かわさき」事業の積極的な推進（学校図書館との連携、読書ボランティアの推進など）

質量両面での飛躍的な利用拡大

⑥効率的で利便性の高い図書館

- 自動書庫・自動貸出機等IT化の推進による効率化・省力化・省スペース化の推進と市民サービスの向上



自動書庫

「読書のまち・かわさき」事業の経過

平成12年度

【事業推進委員会・ワーキンググループによる会による事業推進】

- ・ 事業推進委員会において「読書のまち・かわさき事業要項」施行
- ・ 啓発事業(講演会・シンポジウム)開催
- ・ 通信活動(「読書のまち・かわさき通信」発行 第1号～第4号)

平成13年度

【事業推進委員会・ワーキンググループによる会による事業推進】

- ・ 図書相談員の拠点校パートナー校配置(13名)
- ・ 研修会開催(学校図書相談員・学校図書ボランティア)
- ・ 市立図書館との連携事業
市立学校と市立図書館の連携に関する要項作成(平成14年1月1日から施行)
- ・ 通信活動(「読書のまち・かわさき通信」発行 第5号～第8号)

平成14年度

【事業推進委員会・ワーキンググループによる会による事業推進】

- ・ 学校図書相談員の各区2名配置
- ・ モデル校3校決定(西御幸・中原・南生田小学校)
- ・ 研修会開催(学校図書ボランティア)
- ・ 読書普及講演会
- ・ 通信活動(「読書のまち・かわさき通信」発行 第9号～第12号)
- ・ 「かわさき子ども読書週間」の位置づけ(10月27日～11月9日)

平成15年度

【事業推進委員会・ワーキンググループによる会による事業推進】

- ・ 事業推進委員会において「子ども読書活動推進計画」策定作業開始
- ・ 学校図書館コーディネーターの配置
- ・ 研修会開催(学校図書ボランティア・図書館コーディネーター)
- ・ 「かわさき読書の日」のつどい開催
- ・ 事業推進委員会において「子ども読書活動推進計画」草案検討
- ・ 「子ども読書活動推進計画案」についてパブリックコメント聴取
- ・ 通信活動(「読書のまち・かわさき通信」発行 第13号～第18号)
- ・ 事業推進委員会において「子ども読書活動推進計画」策定

平成16年度

【事業推進委員会・ワーキンググループによる会による事業推進】

- ・ 「子ども読書活動連絡協議会」開催
- ・ 学校図書館コーディネーター各区1名配置

- ・ 「かわさき読書の日のつどい」開催
- ・ 「図書館パートナー」配置（32校）
- ・ 学校図書館システム研修会開催
- ・ 図書ボランティア研修会開催
- ・ 学校図書館有効活用事業開始（市内7校）
- ・ 通信活動（「読書のまち・かわさき通信」発行 第19号～第24号）

平成17年度

【事業推進委員会による事業推進】

- ・ 「子ども読書活動連絡協議会」開催
- ・ 学校図書館コーディネーター各区2名配置
- ・ 「かわさき読書の日のつどい」開催
- ・ 図書ボランティア研修会開催（各区ごと及び全市で開催）
- ・ 学校図書館有効活用事業開始（市内15校）
- ・ 「読書のつどい」開催
- ・ 「読書のまち・かわさき」シンボルマーク募集
- ・ 「かわさき子ども読書100選」編集会議開催
- ・ 「読書標語カレンダー」作成
- ・ 通信活動（「読書のまち・かわさき通信」発行 第25号～第29号）

平成18年度

【事業推進委員会による事業推進】

- ・ 「子ども読書活動連絡協議会」開催
- ・ 学校図書館コーディネーター各区2名配置
- ・ 「かわさき読書の日のつどい」開催
- ・ 図書ボランティア研修会開催（各区ごと及び全市で開催）
- ・ 学校図書館有効活用事業開始（市内17校）
- ・ 「読書のつどい」開催
- ・ 司書教諭研修会開催
- ・ 公共図書館職員・子ども読書活動連絡協議会合同研修会開催
- ・ かわさきゆめ作文コンクール開催
- ・ 「読書のまち・かわさき」シンボルマーク制定
- ・ 「読書標語カレンダー」作成・配布
- ・ 読書活動実践奨励校表彰
- ・ 読書活動優秀団体表彰
- ・ 「かわさき子ども読書100選」（小学生版）発行
- ・ 通信活動（「読書のまち・かわさき通信」発行 第30号～第34号）

平成19年度

【事業推進委員会による事業推進】

- ・ 「子ども読書活動連絡協議会」開催
- ・ 学校図書館コーディネーター各区2名配置
- ・ 「かわさき読書の日のつどい」開催
- ・ 図書ボランティア研修会開催（各区ごと及び全市で開催）
- ・ 学校図書館有効活用事業開始（市内17校、このうち貸し出し校3校）
- ・ 「読書のつどい」開催
- ・ 司書教諭研修会開催
- ・ かわさきゆめ作文コンクール開催
- ・ 「読書標語カレンダー」作成・配布
- ・ 読書活動実践奨励校表彰
- ・ 読書活動優秀団体表彰
- ・ 「かわさき子ども読書100選」（中学生版）作成
- ・ 学校図書館コーディネーター公募実施
- ・ 通信活動（「読書のまち・かわさき通信」発行 第35号～第39号）

平成20年度

【事業推進委員会による事業推進】

- ・ 「子ども読書活動連絡協議会」開催
- ・ 学校図書館コーディネーター各区2名配置
- ・ 「かわさき読書の日のつどい」開催
- ・ 図書ボランティア研修会開催（各区ごと及び全市2回開催）
- ・ 学校図書館有効活用事業開始（市内17校、貸し出し校4校）
- ・ 「読書のつどい」開催
- ・ 司書教諭研修会開催
- ・ かわさきゆめ作文コンクール開催
- ・ 「読書標語カレンダー」作成・配布
- ・ 読書活動実践奨励校表彰
- ・ 読書活動優秀団体表彰
- ・ 「かわさき子ども読書100選」（中学生版）発行
- ・ 学校図書館コーディネーター公募実施
- ・ 小学校に図書館総合システム導入
- ・ 中学校図書担当者連絡会開催
- ・ 中学校図書館総合システム導入に向けて、蔵書整理、バーコードの添付作業
- ・ 通信活動（「読書のまち・かわさき通信」発行 第40号～第44号）

「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」実施要綱

(趣 旨)

第1条 家庭・地域・学校が一体となった読書活動のあり方を研究することによって子どもたちの豊かな心と自ら学ぶ力を育むための「読書のまち・かわさき」事業を行う。

(目的)

第2条 子どもが夢や想像を広げ、感性や表現力を高め、自ら考え、健やかに生きる力を育むこと等、読書の意義を踏まえ、「子ども読書推進計画」に基づき川崎らしい魅力的な子どもの読書活動の推進と充実を図る。

(事業内容)

第3条 「読書のまち・かわさき」事業は、子どもの読書活動を推進するために次の事業を行うものとする。

- (1) 家庭における子どもの読書活動の推進
- (2) 地域における子どもの読書活動の推進
- (3) 学校における子どもの読書活動の推進
- (4) 啓発広報活動の推進
- (5) その他の目的達成に必要な事業

(委員会)

第4条 この事業を進めるため「読書のまち・かわさき事業推進委員会」(以下「委員会」という)を置く。

(協議会)

第5条 この事業推進に向けて、読書活動にかかわる人の意見を広く取り入れるために「子ども読書活動連絡協議会」(以下「協議会」という)を置く。

(委員会・協議会の組織等)

第6条 委員会、協議会の組織、運営、その他必要な事項は別に定めるものとする。

(その他の事項)

第7条 この要綱によるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附則 この要綱は、平成12年9月6日から施行する。
平成16年6月30日改定

「読書のまち・かわさき」事業推進委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」実施要綱第4条の規定に基づき、「読書のまち・かわさき事業推進委員会」(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌業務)

第2条 委員会は次の業務を所掌する。

- (1) 実施要綱第3条(1)～(4)について事業を推進する。
- (2) その他、目的達成に必要な事業

(組 織)

第3条 次の委員によって委員会を組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 行政関係者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とする。但し、原則として10年を超えない範囲で、再任を妨げない。
2 委員が欠けた場合は、当該機関・組織等より委員を補充する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長・副会長)

第5条 委員会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選により定める。

(会 議)

第6条 会長は会議を招集する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代理する。

(ワーキンググループ)

第7条 委員会の業務及び実践上の諸問題について協議するため、ワーキンググループを設けることができる。

(事務局)

第8条 委員会の庶務を担当するため事務局を学校教育部指導課、生涯学習推進課に置く。

(その他の事項)

第9条 この要綱によるものの他、必要な事項は、委員会が定める。

附 則 この要綱は平成12年9月6日から施行する。

附 則 この要綱は平成16年6月30日から施行する。

附 則 この要綱は平成22年4月1日から施行する。

「読書のまち・かわさき」子ども読書活動連絡協議会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」実施要綱第5条の規定に基づき、「読書のまち・かわさき 子ども読書活動連絡協議会」(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌業務)

第2条 協議会は次の業務を所掌する。
「読書のまち・かわさき」事業について、市内で読書活動に関わるさまざまな立場から、事業計画や事業の推進に対して、意見具申、提案、評価等を行う。

(組 織)

第3条 次の委員によって協議会を構成する。

- (1) 図書館コーディネーター
- (2) 図書ボランティア
- (3) 保育園・幼稚園・学校・図書館関係者
- (4) その他読書活動にかかわっている人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とする。但し、原則として10年を超えない範囲で、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合は、当該機関・組織等より委員を補充する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長・副会長)

第5条 協議会に会長、副会長を置き、委員の互選により定める。

(会議)

第6条 会長は会議を招集する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代理する。

(事務局)

第7条 協議会の庶務を担当するため事務局を学校教育部指導課、生涯学習部生涯学習推進課に置く。

附 則 この要綱は平成16年6月30日から施行する。

附 則 この要綱は平成22年4月1日から施行する。

学校と市立図書館の連携に関する要綱

(目的及び意義)

第1条 この要綱は、「学校図書館法」第4条及び「図書館法」第3条の趣旨にもとづき、川崎市における学校図書館と市立図書館（以下、図書館という。）の相互協力を幅広く展開するために、市立学校（以下、学校という。）と図書館の連携について必要な事項を定めるものである。

(連携の内容)

第2条 この要綱に基づく協力関係は、次のとおりとする。

(1) 資料の相互利用

ア 図書館は、学校から教育活動を充実することを目的とした資料提供の依頼があったときは、その目的がかなうよう支援をする。

イ 学校は、図書館から協力の要請があったときは、学校教育に支障がない限りにおいて、資料の提供などを行う。

ウ 図書館と学校は、特に地域に関する資料、情報の収集について積極的に交流し相互に援助する。

(2) 学校図書館の情報ネットワーク化

学校は、図書館のネットワークシステムと連携して学校図書館のネットワーク化を進める。図書館は、学校図書館の蔵書のデータベース化が効率的に進むよう支援をする。

(3) 施設の利用

ア 図書館は、学校が授業で図書館を活用するときは、他の利用者の支障とならない範囲で協力する。

イ 学校は、図書館が地域で行う事業で学校を活用するときは、教育活動に支障がない範囲で協力する。

(4) 職員の相互交流・研修

学校及び図書館は、職員やボランティアの研修等への参加、講師の派遣など相互に便宜を図る。また、ボランティア希望者など地域の人材の紹介を行う。

(5) 連携会議の開催

相互協力が効果的に推進できるよう「学校と図書館の連携会議」を各区において定期的に行う。会議の召集は図書館が行う。

(その他)

第3条 この要綱を定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

○ 子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

※ 2001年(平成13年)12月12日公布・施行

○文字・活字文化振興法

(平成十七年七月二十九日法律第九十一号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

- 2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。
- 3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

「読書のまち・かわさき」
子ども読書活動推進計画（第2次）

～ 知識・感動・好奇心 ～
子どもの豊かな心を育むために

平成23年 4月
発行：川崎市教育委員会

